



2019年6月26日

各位

会社名 日本ラッド株式会社
代表者名 代表取締役 大塚 隆一
(JASDAQ・コード4736)
問い合わせ先 取締役 経営企画室長 土山 剛
(TEL. 03-5574-7800)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の消滅及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、2018年2月5日に「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」で開示し、当社の取締役及び従業員に対して、発行した新株予約権のすべてが消滅することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

<第5回新株予約権>

(1) 取締役会決議日	2018年2月5日
(2) 新株予約権の権利行使期間	2021年7月1日から2025年3月31日まで
(3) 新株予約権の割当対象者	当社取締役及び従業員
(4) 新株予約権の権利行使価格	1株につき1,203円
(5) 発行した新株予約権の数	4,500個(450,000株)
(6) 消滅する新株予約権の数	4,500個(450,000株)
(7) 消滅後の新株予約権の数	0個(0株)

2. 新株予約権消滅の理由

当社が発行した上記新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、このうち①を満たさなかったため、当該新株予約権のすべてが消滅するものであります。

第5回新株予約権発行要項

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成33年3月期において当社の有価証券報告書に記載される経常利益が、600百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、平成31年3月期または平成32年3月期において、経常利益が200百万円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。

なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

3. 新株予約権の消滅日

2019年6月26日

4. 特別利益の内容

本新株予約権の消滅により、2020年3月期第1四半期において、特別利益として新株予約権戻入益900千円を計上することとなります。

5. 今後の見通し

上記、新株予約権の消滅による2020年3月期業績への影響は軽微であります。

以上